

理事・監事規則

(平成19年6月22日制定、平成23年8月1日改定、平成24年6月21日改定、平成26年6月19日改定、平成27年6月18日改定、平成30年6月14日改定、令和5年7月21日改定)

(目的)

第1条 本規則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第3章 役員に基づき、理事・監事に関して必要な事項を定める。

(職務)

第2条 理事長は、本法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長がかけたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する

(2) 本法人の財産の状況を監査する

(3) 前号2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要があれば理事会の招集を請求する

(選出方法)

第3条 理事は、代議員による選挙で選出する。

2. 監事は、総会において正会員の中から選出する。

(定数)

第4条 理事の定数は、10名以上30名以内とする。

2. 監事の定数は、3名以内とする。

(任期)

第5条 理事の任期は、選出される年度の6月1日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事は6年以上継続することができない。その他の役員の再任は妨げない。

(選挙人)

第6条 選挙人は、選挙が行われる年度に選出された代議員である。

(理事選挙候補者)

第7条 選出された代議員は、理事選出のための選挙において候補者（以下、理事選挙候補者という）となることができる。

2. 理事に立候補する者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出る。

3. 前項に定める届出は、所定の様式を用いて、理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載する。

4. 選挙管理委員会は、選挙を行う14日前までに理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載した理事候補者の選挙広報を代議員に公表する。

(選挙管理委員会)

第8条 理事の選挙を実施及び管理するために、理事選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）を設置する。

2. 選挙管理委員は、理事長が正会員の中から任命する。

3. 選挙管理委員長は、理事長が選挙管理委員の中から任命する。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第9条 選挙に関する公示は、選挙が行われる年度の2月28日までに行わなければならない。

2. 選挙管理委員会は、選挙人名簿を2月28日までに公示する。

3. 選挙人名簿の記載事項に変更がある場合には、選挙管理委員会が定める期間内に限り、届出により記載事項を変更することができるものとする。

(投票)

第10条 投票は、選挙人1名につき5票とする。インターネット投票法又は郵送投票法による投票とする。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理委員会が行う。

(当選者)

第12条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、30名に達するまでの者とする。30名に達する順位の者が複数のときは、選挙管理委員会が抽選で決定する。

2. 理事選挙候補者が30名以下であった場合は、信任投票により投票率が代議員の50%を超えたときに理事選挙候補者全員を当選者とする。

(結果の公示)

第13条 選挙管理委員会は、選挙結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。理事長は、選挙結果を公示しなければならない。

(選挙についての疑義)

第14条 理事選出に関して疑義が生じたときは、選挙管理委員会の審議・決定に従うものとする。

(特任理事)

第15条 理事会は、選挙で選出された理事以外に本法人の活動に相応しい者若干名を、特任理事として選任することができる。特任理事選出の手續きとして、理事は、理事会に所定の様式により推薦書を提出しなければならない。特任理事の推薦は随時受け付けるものとする。

2. 特任理事の任期は、当該理事会の任期期間内の必要な期間とする。

3. 特任理事は定款に定める理事に含まれず、議決権は有しない。

4. 特任理事は理事会に出席することができる。

(欠員補充)

第16条 その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。ただし、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 理事はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関して必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(利益相反事項の報告)

第19条 本法人の理事・監事はその就任に際し、利益相反にかかる別紙3記載の報告事項を、別に定める様式(様式3)により倫理・利益相反委員会に対して文書で報告しなければならない。

2. 本法人の理事・監事は、その職務を遂行するにあたり、本法人としての利益相反の状況を明らかにする必要がある場合、及び個別の案件処理に関与するについて関係役職者としての利益相反の状況を明らかにする必要がある場合は様式3記載の報告事項に基づき、必要とされる事項を倫理・利益相反委員会に対し、追加報告しなければならない。

3. 倫理・利益相反委員会から、報告されている利益相反事項について、理事就任若しくは具体的な案件関与について問

題ありとの指摘があった場合は、速やかに理事長は当該理事の退任、若しくは当該案件への関与の回避について対応する。

(利益相反事項の定期的報告等)

第20条 理事及び監事は、その在任期間中、年1回定期的に、利益相反に係わる別紙4記載の報告事項を、別に定める様式(様式4)により理事会に対して文書で報告しなければならない。

(規則の変更)

第21条 本規則は、理事会及び代議員会の議を経て変更することができる。